平成２１年（フ）第６９号
茨城県神栖市矢田部7366番地３、開始決定時の住所千葉県銚子市長塚町３丁目643番地の８
破産者　山崎　豊治
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１４８０号
東京都大田区田園調布本町52番19号
破産者　阿部　　豊
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４８１号
東京都大田区田園調布本町52番19号
破産者　阿部　令子
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９０号
金沢市馬替２丁目36番地１
破産者　横谷　伸緑
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３３７号
金沢市西泉２丁目97番地、従前の住所金沢市観音堂町ル45番地32
破産者　水口　哲男
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３３８号
金沢市西泉２丁目97番地、従前の住所金沢市観音堂町ル45番地32
破産者　水口由美奈
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２６７号
静岡市清水区興津本町305番地、前住所静岡市清水区下野緑町５番27号
破産者　杉山亥佐夫
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６８号
静岡市清水区興津本町305番地、前住所静岡市清水区下野緑町５番27号
破産者　杉山　晴子
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４８５号
愛知県春日井市美濃町３丁目59番地　サンセール美濃201号
破産者　加藤　　剛
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８２１号
名古屋市名東区極楽４丁目903番地　ドエル極楽201号
破産者　倉橋　久博
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８７０号
名古屋市中川区東起町４丁目146番地の１ファミリアーレ東起202号
破産者　野田　幸雄
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４０９号
大阪市中央区東心斎橋１―15―32―205　長谷川裕美方、住民票上の住所大阪府東大阪市西石切町５丁目２番17号　ＩＭＤビル501号
破産者　一万田賢児
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９４２号
神戸市西区美賀多台８丁目11―16、開始決定時の住所神戸市北区中里町２丁目20番地の20
破産者　武尾　正治
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１０５号
大阪市淀川区東三国２丁目10番３―501号、開始決定時の住所大阪市淀川区新高４丁目15番３―126号
破産者　高橋　保夫
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１５９号
大阪市城東区今福東２丁目12番15―802号
破産者　相川　忠彦
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１４５号
大阪市住吉区清水丘１丁目22番９号
破産者　髙田しのぶ
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１４６号
大阪市住吉区清水丘１丁目22番９号
破産者　髙田　　貢
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１７６号
大阪市住之江区西加賀屋３丁目３番13号
破産者　坂本　圭司
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部